

白石町売買契約約款

(総則)

第1条 乙は、甲に対して頭書の物件を内訳書、仕様書又は図面に基づき契約金額をもって、期限内に納入しなければならない。

(納入通知)

第2条 乙は、物件を納入したときは直ちに、納品書によりその旨を甲に通知しなければならない。

(検査)

第3条 甲は、前条の規定により納入の通知を受けたときは、その日から10日以内に乙の立会いを求めて物件の検査を行うものとする。

2 乙は、前項の検査に立ち会わないときは、その検査の結果につき、立ち会わないことによる異議を申し出ることができる。

3 第1項の検査に合格しないときは、乙は直ちに取替又は補修を行い、納入期限内又は甲の指定する期日までに、再検査を受けなければならない。

(物件の引渡し)

第4条 乙は、納入物件が甲の行う検査に合格したときは、納入場所において遅滞なく当該物件を引渡さなければならない。

(一般的損害)

第5条 物件の引渡し前に納入物件について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由による場合については、この限りでない。

(乙の請求による納入期限の延長)

第6条 乙は、天災地変その他その責に帰することのできない事由により、納入期限内に納入することができないときは、納入期限内に甲に対して、その事由を付して、納入期限の延長を求めることができる。

(契約不適合責任)

第7条 甲は、第4条に規定する引渡しの日から1年間、乙に対して当該物件の契約不適合の補修に代え、若しくはその補修とともに損害の賠償を請求することができる。

(乙の履行遅滞の場合における違約金)

第8条 乙の責に帰すべき事由により、所定の期限内に納入することができない場合において、期限後に納入の見込みがあるときは、甲は乙に対し期限を定めて、その履行を催促するとともに、違約金を徴収するものとする。

2 前項の違約金は、契約金額に遅滞日数について、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基

づき財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額とする。

(契約代金の支払等)

第9条 乙は、頭書の物件について第4条に規定する引渡しがあったのち、所定の手続きに従って、契約代金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、その請求書を受理した日から30日以内にこれを支払わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期日を45日までに延長することができる。

3 乙は、甲の責に帰すべき事由により、前項の規定による契約代金の支払いが遅れたときは、甲に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の計算の例に準じ、同条第1項の財務大臣の決定する率をもって計算した金額の支払を請求することができる。

(契約保証金の還付等)

第10条 乙の納入した契約保証金は、この契約の履行完了後、甲は乙へ還付するものとする。

2 乙が契約上の業務を履行しないとき(第8条に定める履行遅滞を除く。)は、契約保証金は、甲に帰属するものとする。ただし、この契約上の義務の不履行により発生した甲の損害額が、契約保証金に対し過不足がある場合は、甲はその過不足額を追徴し、又は還付する。

3 契約保証金については、その保管期間につき利息を付さない。

(契約の変更及び中止等)

第11条 甲は、必要があるときは契約を変更し、又は物件の納入を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、納入期限又は契約金額を変更する必要があるときは、甲・乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結又は履行について不正があったとき
- (2) 納入期限内に引渡しを終わらないとき
- (3) 納入期限内に明らかに契約履行の見込みがないと認められるとき
- (4) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える

目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(5) 前各号のほか、乙がこの契約事項に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき

2 乙は、次の各号の一に該当する事由があるときは、契約を解除することができる。

(1) 第 11 条の規定により、契約の内容を変更したため当初の契約金額が 3 分の 2 以上減少するとき。

(2) 第 11 条の規定により、物件の納入の中止期間が、納入期限までの期間の 10 分の 5 を超えたとき。ただし、中止が物件の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の物件が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

3 前 2 項の規定により、契約を解除された場合における既納部分の取扱いについては、甲・乙協議して定めるものとする。

(債権譲渡等の禁止)

第 13 条 乙は、甲が特に承認した場合のほか、この契約によって生じる契約上の債権を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

(契約外の事項)

第 14 条 この契約に定めのない事項については、白石町財務規則の定めるところによるものとする。

2 前項以外の契約事項については、必要に応じ甲・乙協議して定めるものとする。